

大館市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市民が居住する木造住宅に関し、地震を起因として倒壊や損壊に至る危険度又は安全性を自ら認識する機会を得ることで、市民の防災意識を高め、ひいては市内木造住宅の更なる耐震化が図られることを目的として、大館市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断の実施を希望する市民を支援するものとし、その実施方法並びに必要な事項を以下に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱 第3の規定に基づき登録した者(以下「診断技術者」という)。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に定める一般診断法により、木造住宅の地震に対する耐震性を判定すること。

(事業の実施)

第3条 耐震診断支援事業(以下「事業」という。)は、市民が耐震診断の実施を希望する対象住宅に対し、市長が一般社団法人秋田県建築士会又は一般社団法人秋田県建築士事務所協会との委託契約を経て、同建築士会又は同協会に所属する診断技術者を派遣することによって耐震診断を行うものとする。

2 耐震診断実施の費用は、第8条に規定する負担金を除き、市長が予算の範囲内において負担する。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら所有し、居住する木造住宅の耐震診断の実施を希望する者
- (2) 親(対象者の配偶者の親を含む。以下この項において同じ。)又は子が所有し、自ら居住する木造住宅の耐震診断の実施を希望する者
- (3) 親又は子が所有し、当該親又は子が居住する木造住宅の耐震診断の実施を希望する者

(4) 自らが所有する住宅で、親又は子が居住する住宅の耐震診断の実施を希望する者

(5) その他市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、申請者及び木造住宅の所有者、並びに対象住宅に居住する納税義務者に、前年度分までの市税に滞納がある場合には、事業の対象としない。

(対象住宅)

第5条 事業の対象となる木造住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 大館市内に所在するものであること。

(2) 現に市民が居住しているものであること。

(3) 木造在来軸組工法で建築されたものであること。

(4) 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1未満のもの)を含む。)であること。

(5) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に当該住宅の増築工事を着工したものにあっては、当該増築部分の延べ面積が昭和56年5月31日以前に着工した部分の延べ面積の2分の1以内であること。

(6) 過去に市、国又は他の地方公共団体等から補助金又は助成金の交付を受けて耐震診断又は耐震改修工事を実施していないものであること。

(事業の実施申込み)

第6条 事業の実施を希望する者は、大館市木造住宅耐震診断支援事業 実施申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度又は当該年度の前年度に発行された固定資産税 課税証明書(対象住宅の記載があるもの。)の写し

(2) 第4条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、対象住宅の所有者との関係がわかる戸籍謄本

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により事業の実施を申し込もうとする者は、次に掲げる事項に同意しなければならない。

(1) 耐震診断を行う診断技術者の対象住宅内への立入及び調査実施に協力すること。

- (2) 耐震診断に係る調査実施の際、原則として立会いをすること。
- (3) 耐震診断に係る調査実施に当たり、日時等の調整に協力すること。

(事業の実施決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により申込書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、耐震診断の実施を決定し、大館市木造住宅耐震診断支援事業 実施決定通知書 (様式第 2 号) により、申込者に通知するものとする。

- 2 前項の審査及び精査の結果、耐震診断実施が適正と認められないときは、大館市木造住宅耐震診断支援事業 不承認通知書 (様式第 3 号) により、申込者に通知するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 前条第 1 項の規定により事業の実施の決定を受けた者 (以下「支援決定者」という。) は、耐震診断実施の費用の一部として、10,000 円を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する負担金の支払いは、支援決定者が耐震診断を実施する診断技術者に直接支払うものとする。

(耐震診断の取りやめ)

第 9 条 支援決定者が、事情により委託契約した診断技術者が行う耐震診断の実施を取りやめるときは、速やかに大館市木造住宅耐震診断支援事業 取りやめ届 (様式第 4 号) を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、支援決定者から前項の申出書が提出されたときは、その内容を審査し、取りやめを決定したときは、大館市木造住宅耐震診断支援事業 取りやめ承認通知書 (様式第 5 号) により、支援決定者に通知するものとする。

(耐震診断の実施決定の取消し)

第 10 条 市長は、支援決定者が次のいずれかに該当すると認められるときは、要綱第 7 条第 1 項により行った実施決定を取り消すこととし、大館市木造住宅耐震診断支援事業 取消通知書 (様式第 6 号) により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により、耐震診断の実施決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不適正と認める事由が生じたとき。

(結果通知)

第11条 市長は、耐震診断を実施した診断技術者から耐震診断の結果報告を受けたときは、大館市木造住宅耐震診断支援事業 結果通知書(様式第7号)により、速やかに支援決定者に通知するものとする。

(耐震診断取りやめ又は取消し時の費用負担)

第12条 市長は、第9条の規定による耐震診断の取りやめ又は第10条の規定による実施決定の取消しを行った場合において、既に当該耐震診断に着手しているときは、大館市木造住宅耐震診断支援事業 費用負担請求書(様式第8号)により、着手済みの業務内容に相当する費用を請求することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。